

日本学生支援機構奨学金（貸与）

令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害に係る緊急・応急採用について

令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害に係る災害救助法適用地域（令和元年9月9日適用）に定められた市町村に本人又は保証人が居住し、災害により罹災した場合、奨学金の申込みを受付けますので、貸与を希望する者は各キャンパスの学生課に相談をしてください。

記

1. 対象地域

【千葉県】

千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町（第1報、法適用日：令和元年9月9日）

2. 貸与始期

- (1) 緊急採用（第一種奨学金）：令和元年9月以降で申込者が希望する月とします。
- (2) 応急採用（第二種奨学金）：令和元年4月以降で申込者が希望する月とします。

3. 貸与終期

- (1) 緊急採用（第一種奨学金）：令和2年3月とします。
※ 緊急採用（第一種奨学金）は令和2年3月までの貸与となります。ただし、令和2年度においてなお、第一種奨学金が必要と認められる者から、令和2年1月10日（金）までに「緊急採用（第一種）奨学金継続願」の提出があった場合には、翌年度末（令和3年3月）まで貸与を継続します。また、年度末ごとに同様の願い出を繰り返すことにより、修業年限の終了月まで貸与期間の延長ができます。
- (2) 応急採用（第二種奨学金）： 修業年限の終了月までとします。

4. 提出書類

市区町村で発行された罹災（被災）証明書
申込書一式

以上
学生生活支援部 学生課